

「地方公共団体推薦入試」を実施

平成26年度の日本社会事業大学の専門職大学院入試から、「地方公共団体推薦入試」制度を実施しております。

地方公共団体から職員を派遣していただくことにより複雑化、多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成します。

特 徴

- ① わが国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年（木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした2年間のコースもあり）
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金（入学金、授業料等）：1年間合計約112万円（2年間の長期履修の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）を取得
- ⑥ 筆記試験が免除されます（選抜方法：書類審査、個別面接審査）
- ⑦ 木・金曜日の講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）で行い、土曜日の講義は文京キャンパスと清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約5分）で行います。
- ⑧ 専門実践教育訓練給付金の講座に指定されました。
標準年限履修（1年履修）の場合、一定の要件を満たす方に56万円を給付。
（詳細は厚生労働省等のwebページをご確認ください）

教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改善と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<http://www.jcsw.ac.jp/>

時間割

＜1年履修＞

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						講義
3 (13:00~14:30)					演習 (10回)	演習 (20回)
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義		
7 (20:10~21:40)						

＜2年履修＞

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						講義
3						演習 (15回)
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市、三郷市等からの受け入れ実績があります。

学 費

(平成31年度)(2年履修の場合)

(円)

区 分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合 計
1年目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合 計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

地方公共団体推薦入試

出 願 資 格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)				
選 考 方 法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)				
試験時間割	面接審査 (9:00～) ※開始10分前までに入場				
試 験 日 程 (平成31年)	試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料
	第2期 1/27(日)	12/17(月)～1/11(金)	2/12(火)正午	2/13(水)～2/20(水)	20,000円
	第3期 3/2(土)	1/15(火)～2/13(水)	3/8(金)正午	3/9(土)～3/15(金)	
	第4期 3/17(日)	2/26(火)～3/8(金)	3/17(日)17:00	3/18(月)～3/22(金)	

※筆記試験が免除されます。

願書請求・お問合せ先

＜日本社会事業大学 入試広報課＞

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <http://www.jcsw.ac.jp>

平成31年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

参考資料15

課 程 名		目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業	1	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業4日〕	【面接授業開催日程】 ①2019. 6. 14 (金)～6. 17 (月) ⑤2019. 10. 29 (火)～11. 1 (金) ②2019. 6. 18 (火)～6. 21 (金) ⑥2019. 11. 2 (土)～11. 5 (火) ③2019. 9. 18 (水)～9. 21 (土) ⑦2019. 11. 16 (土)～11. 19 (火) ④2019. 10. 4 (金)～10. 7 (月) ⑧2019. 11. 23 (土)～11. 26 (火) ※上記、①～⑧のうち指定された1回を受講	2019. 4. 9 (火) 社会福祉研修 主管部まで
	2	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 ①2019. 11. 6 (水)～11. 10 (日) ④2019. 12. 17 (火)～12. 21 (土) ②2019. 11. 27 (水)～12. 1 (日) ⑤2020. 1. 14 (火)～1. 18 (土) ③2019. 12. 6 (金)～12. 10 (火) ⑥2020. 1. 24 (金)～1. 28 (火) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	2019. 4. 9 (火) 社会福祉研修 主管部まで
	3	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 経営管理コース 2019. 7. 23 (火)～7. 25 (木) (2) 人事管理コース 2019. 8. 3 (土)～8. 5 (月)	2019. 6. 25 (火) 2019. 7. 5 (金) 中央福祉学院まで
国の補助事業	4	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2019年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 2019. 10. 24 (木)～10. 28 (月)	2019. 4. 9 (火) 社会福祉研修 主管部まで
	5	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	2019. 5. 10 (金)～5. 12 (日)	2019. 4. 12 (金) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

平成31年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

課程名		目 的	対 象 者	実施回 数	受講定員	開催日数	開 催 期 間 等
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2 回	3,900 人	1 年 〔面接授業5日〕	別途「開催要綱」にて通知する。
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1 回	700人	1 年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 ①2019.11.6(水)～11.10(日) ②2019.11.27(水)～12.1(日) ③2019.12.6(金)～12.10(火) ④2019.12.17(火)～12.21(土) ⑤2020.1.14(火)～1.18(土) ⑥2020.1.24(金)～1.28(火) ※公立施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3	社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第3条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	〔第6期〕 560 人	9ヵ月 〔面接授業2日×4回〕 〔要実習者は 実習指導第1回3日、 第2回2日〕	【面接授業日程・会場】 2019年 東京A①4.20(土)～21(日) ②6.8(土)～9(日) ③8.24(土)～25(日) ④9.21(土)～22(日) 東京B①5.4(土)～5(日) ②6.22(土)～23(日) ③8.31(土)～9.1(日) ④10.5(土)～6(日) 神戸 ①5.11(土)～12(日) ②6.15(土)～16(日) ③8.17(土)～18(日) ④9.14(土)～15(日) 福岡 ①5.18(土)～19(日) ②6.1(土)～2(日) ③9.28(土)～29(日) ④10.12(土)～13(日) D77A①②4.27(土)～30(火) ③④8.9(金)～12(月) D77B①②5.25(土)～28(火) ③④9.7(土)～10(火) 実習SC(D77A) ①4.24(水)～26(金) ②11.28(木)～29(金) 東京：(新鷺が岡ビル)、神戸(三宮研修センター)、 福岡：(TKP博多駅筑紫ロビネスセンター)、ロフォス：中央福祉学院
4	介護職員実務者研修通信課程	介護福祉に関する必要な知識や技術を教授し、介護人材を養成すると同時に介護福祉士国家試験の受験資格を取得させる。	介護業務に従事、または従事する予定の者で、介護福祉に関する技能向上や介護福祉士の資格取得を目指す者	1 回	〔第4期〕 494人	4ヵ月～9ヵ月	各スクーリングは社会福祉協議会(12府県市)にて設定する。
5	福祉施設長専門講座	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	〔第44期〕 200 人	1 年 〔面接授業4日×2回〕	①2019.7.6(土)～7.9(火) ②2020.2.8(土)～2.11(火)
6	社会福祉法人会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1 回	1,000人	6ヵ月 〔面接授業3日〕	入門コース 2019.9.15(日)～9.17(火) 初級・中級(社協・施設)・上級コース ①2019.10.14(月)～10.16(火) ②2019.10.21(月)～10.23(水) ③2019.11.13(水)～11.15(金) ④2019.11.20(水)～11.22(金) ⑤2019.12.22(日)～12.24(火)
7	都道府県・指定都市社会福祉協議会 管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要なとされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1 回	30 人	3 日	2019.10.8(火)～10.10(木)
8	市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要なとされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回	70 人	3 日	2019.8.24(土)～8.26(月)
9	都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要なとされる職業人・社会人としての目覚や自己啓発への意識を醸成する。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1 回	60 人	3 日	2019.7.10(水)～7.12(金)
10	都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1 回	60 人	3 日	2019.4.22(月)～4.24(水)
11	職場研修担当者研修会	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する者 (2)インストラクター養成コース 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2 回 (2) 1 回	(1) 各80 人 (2) 10 人	(1) 3 日 (2) 4 日	(1) ①2019.5.29(水)～5.31(金) ②2020.2.20(木)～2.22(土) (2) 2019.5.29(水)～6.1(土) ※施設職員コース(第1回)と同時開催
12	スーパージョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパージョーン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1 回	120 人	3 日	2019.12.14(土)～12.16(月)
13	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 上級管理職員研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアアップの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を習得させる。	近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現に施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)	1 回	60 人	2 日	2019.11.11(月)～11.12(火)

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成31年度）

（参考資料16）

平成31年2月1日 現在

研 修 名	目 的	対 象 者	受 講 定 員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設 および障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設等）の許可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を基に、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設等）の許可、運営、経理の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	200人 (各100人)	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を基に、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可、運営、経理の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し、自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	100人	3日間
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とします。	福祉事務所長（情報交換・グループワークを 含む全カリキュラムに参加できる者）	80人	3日間
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市および福祉事務所において生活保護（生活困窮者）の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護（生活困窮者）の自立支援に関する事業を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司 ・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅の児童福祉司又は児童心理司が、児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携を充実させて、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とします。	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する方	60人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の充実、児童虐待の中核を担う行政機関の指導的職員（所長や相談指導員等）が、女性保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保護・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とします。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場の職員（婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の所長や相談指導員等）	25人	3日間
ユニットケアに関する研修（施設整備・サームスマネジメント）	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）の施設整備およびサームスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1) 都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設の施設整備担当者 (2) 都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設のサームスマネジメント担当者	100人 (1) 50名 (2) 50名	3日間
〔問い合わせ先〕	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/			

【国内の人材確保対策】

○ 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ
 - ③技能実習：日本から相手国への技能移転
 - ④介護分野における特定技能の在留資格付与：就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、757名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

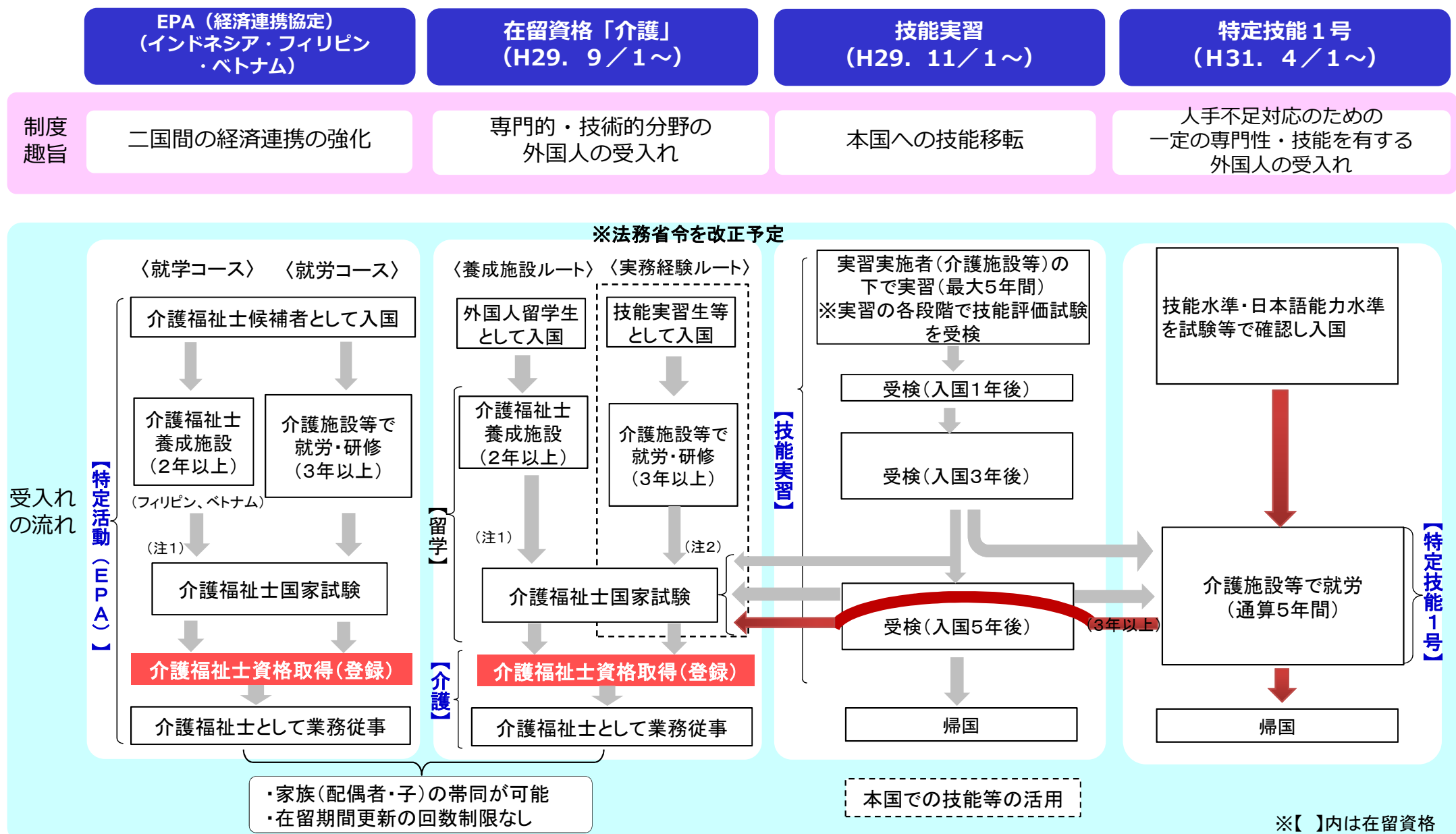
【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する入管法の一部改正法が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

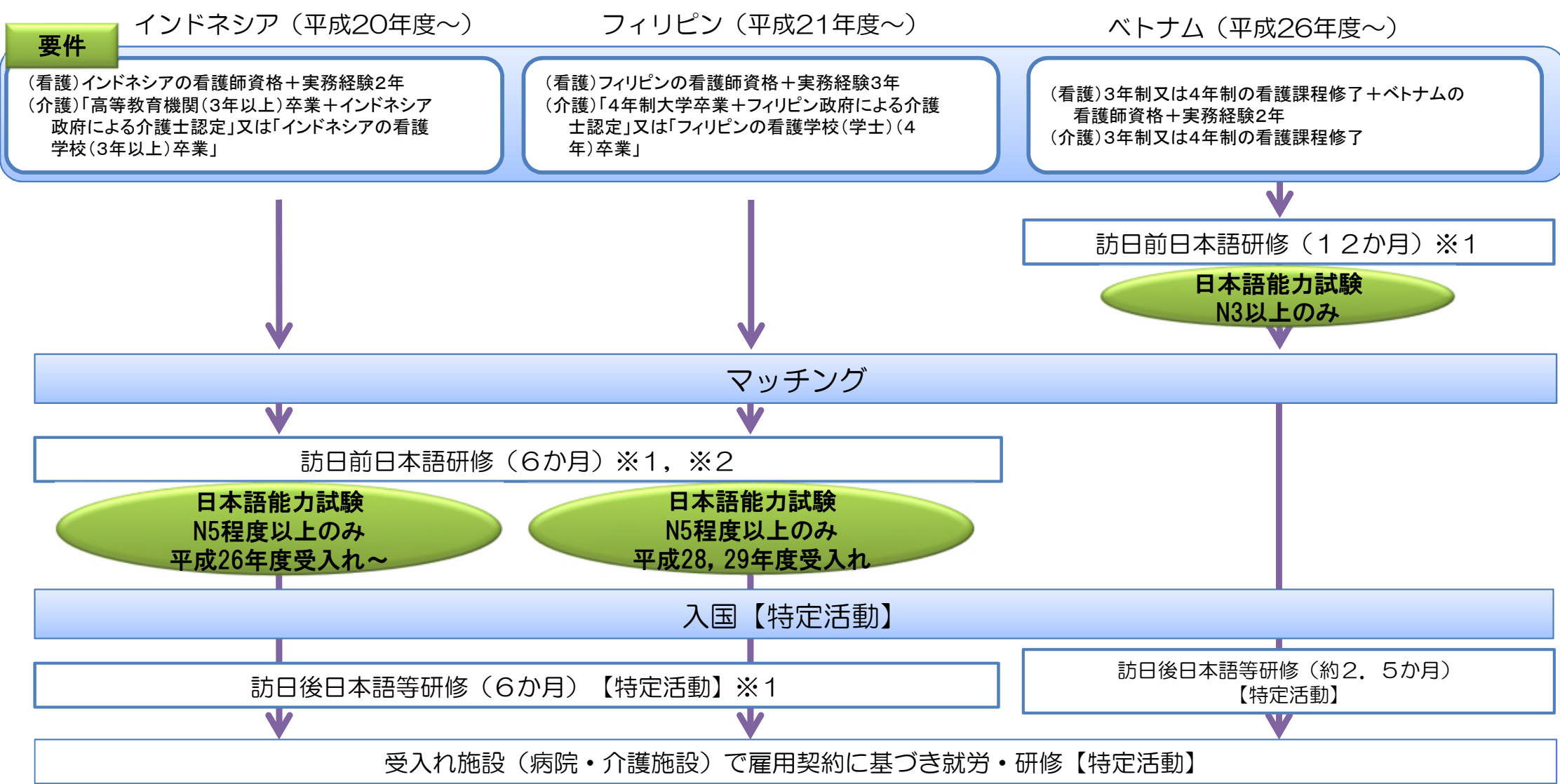
外国人介護人材受入れの仕組み



(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

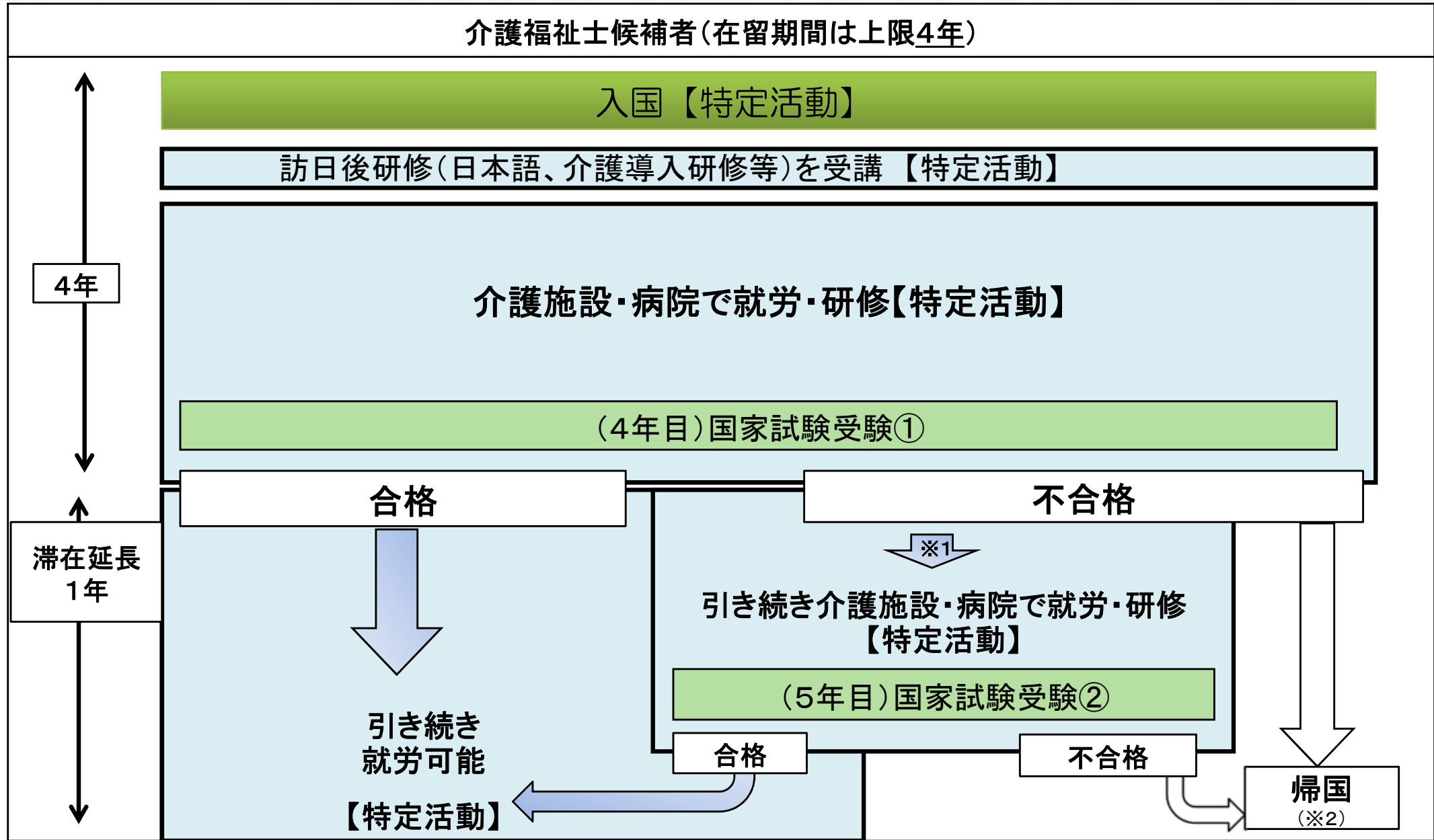
(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。
注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

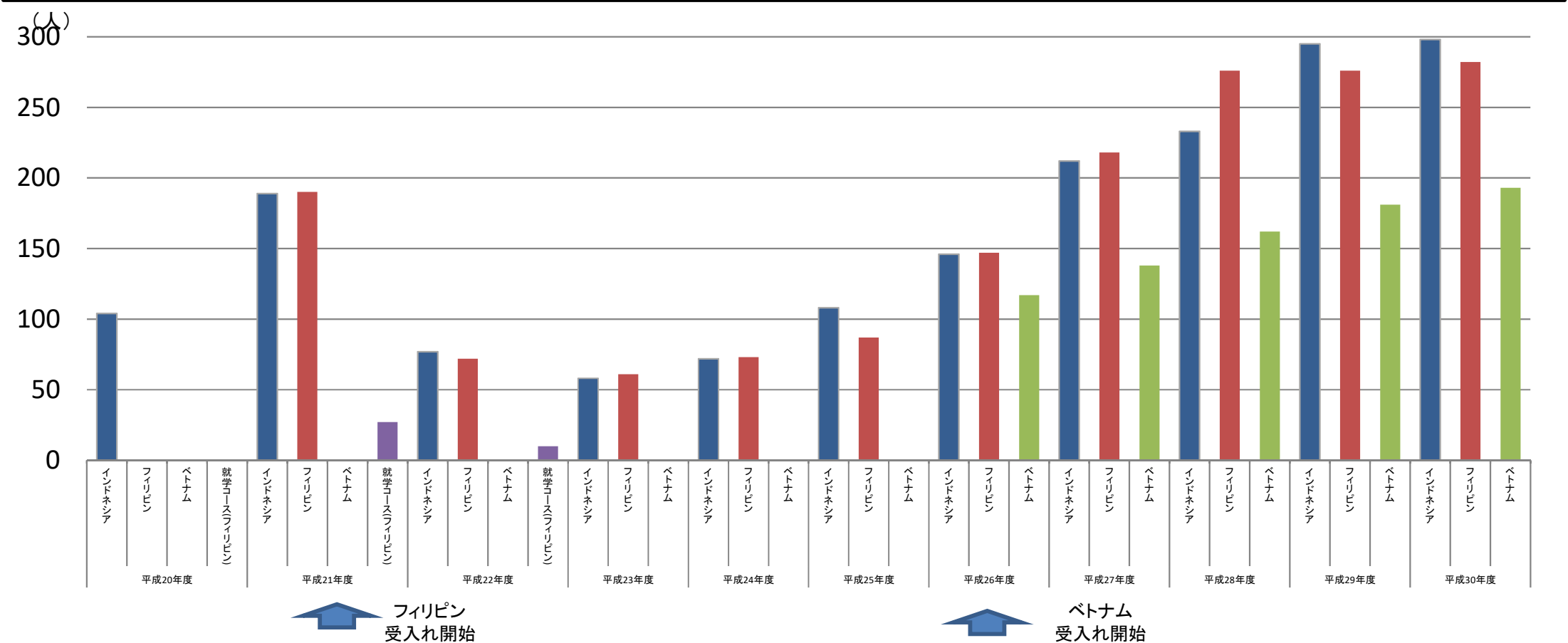
経済連携協定に基づく受入れの枠組（介護：入国以降）



（※1）一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。（平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月の閣議決定による。）
（※2）帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
注 【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は4,300人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	1,682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	4,265
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。
※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修

インドネシア・フィリピン
訪日前12カ月間
ベトナム
訪日前6カ月間

訪日後

【訪日後日本語研修】

・インドネシア・フィリピン
＝訪日後6カ月間
・ベトナム
＝訪日後2.5カ月間

【介護導入研修】

※訪日後日本語研修期間の内10日間

○ 概要
介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修

○ 研修時間
40時間以上

○ 研修科目例
〔介護〕
介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護等

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における学習・指導経費の支援

○ 候補者の学習支援(候補者一人当たり)

※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(235千円以内/年)

(1)日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣
(2)日本語学校への通学
(3)模擬試験や介護技術講習会への参加
(4)学習支援に必要な備品購入費

※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費(95千円以内/年、日本での滞在期間中一回のみ)

○ 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり)

※ 研修担当者の手当等(80千円以内/年)

2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

(1)日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
(2)介護分野の専門知識に関する通信添削指導
(3)介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援
(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)

3 国際厚生事業団による受入支援

(1)巡回訪問指
(2)相談窓口の設置
(3)日本語・漢字統一試験
(4)受入施設担当者向けの説明会
(5)過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供
(6)学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加)
(7)就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
(8)受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示

介護福祉士国家試験の受験

全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護1.3倍介護1.5倍)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請
高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援
現在、介護福祉士養成施設(＝大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)
担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

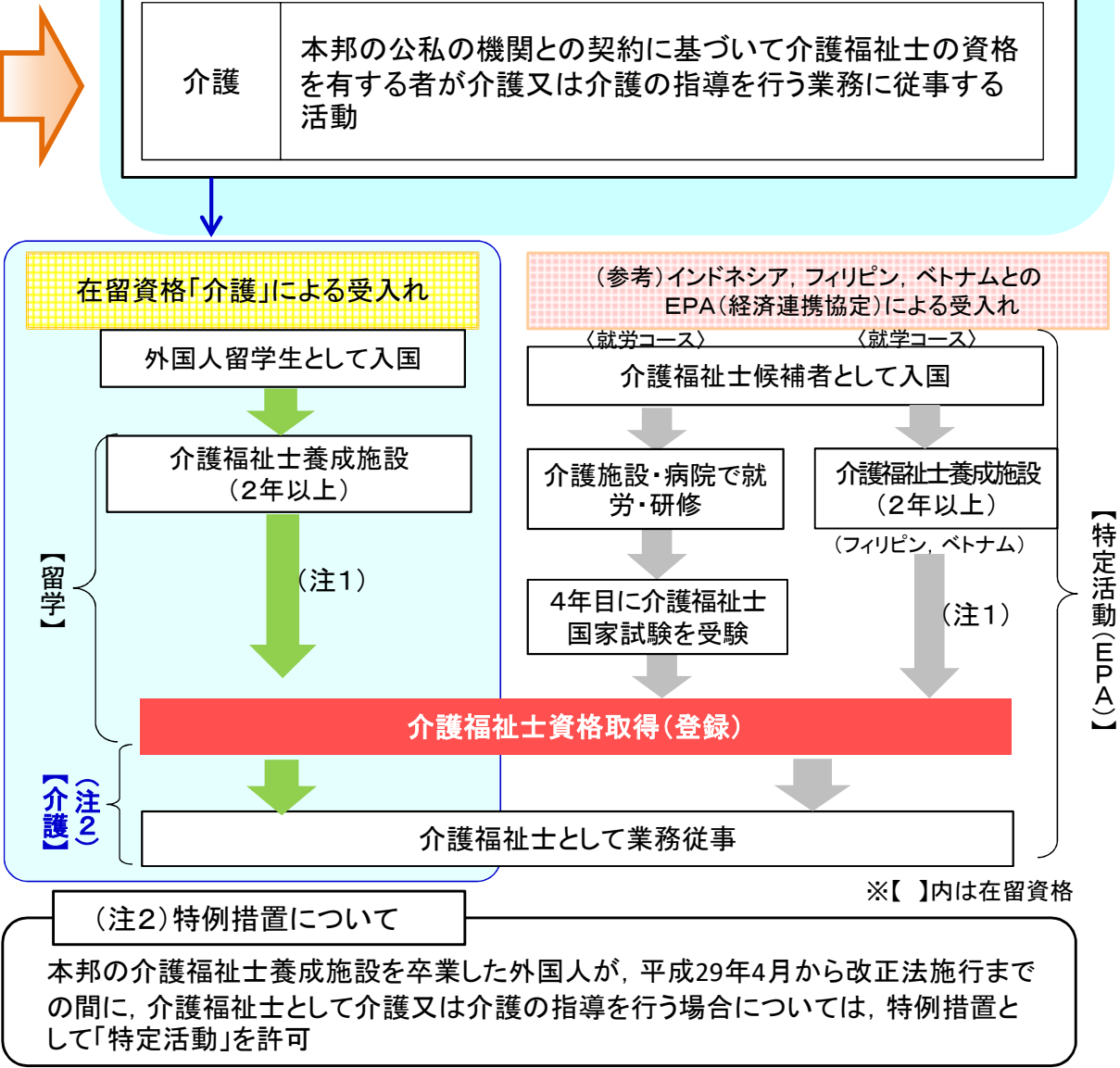
(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)
○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考) 介護福祉士登録者数 139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数 379校(H27年4月)

(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加		平成29年9月1日施行
介護	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	



在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者(養成施設ルート)に、在留資格「介護」を決定

見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格(介護)を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考) 現行法令

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

○出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)(抄)

活動	基準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。